

前回会議における委員からの主な意見の整理

1. 一人一人の教育的ニーズに応じた教育を支えるための施設の充実

特別支援教育においては、障害のある子供の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する視点が重要であり、「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告」（令和3年1月）においては、一人一人の教育的ニーズに応じた指導の提供の重要性が掲げられている。

また、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領等では、児童生徒等の主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善が求められるとともに、障害の重度・重複化、多様化への対応、卒業後の自立と社会参加に向けた充実等が掲げられている。

こうした施策の方向性に対応するため、施設面においてどのようなことが求められるか。

（障害種別の対応）

- 特別支援学校は、複数の障害種があり、複数の学部があり、小規模校から大規模校まで多様であることから、多様な特別支援学校に対応でき、多様な障害の特性に応じた学校施設の在り方の検討が必要。
- 肢体不自由児への対応では、児童生徒の身長も障害の状況も様々であり、手すりも2段にするなど配慮が必要。
- 肢体不自由児への対応では、非常口や側溝等、玄関やグラウンドへの動線も含め、基本的にすべてフラットな整備が重要。
- 肢体不自由児への対応における、上下階移動においては、階段の転落防止柵やスロープの衝突対策クッションなどの対策が必要なほか、エレベーターの整備も重要。
- 肢体不自由児への対応では、車椅子でも余裕をもってすれ違うことのできる廊下幅が重要。

- 洗面台は、車椅子利用者にも使いやすいよう、洗面台の下部を空洞にすることが重要。
- 視覚障害児に適した施設は、教室配置や廊下等の空間構成が簡潔で、突起物等がなく、点状ブロックや音声誘導装置を設置したり、段鼻のコントラストや、採光の工夫が重要。
- 視覚障害児への対応では、聴覚を活用した学習のため静寂な空間が必要であり、オープンスペースは適さない。
- 刺激に過敏な児童生徒のため、教室の照明や遮光を調整できる設備が必要。
- 聴覚過敏の児童生徒のための防音設備が重要。
- 聴覚障害児の情報保障の観点から防音設備の整備や、聞こえの状態を調整するため絨毯や畳のある指導室の確保が重要。
- 聴覚障害児にとって、フラッシュランプや大型スクリーンへ投影した字幕を活用した、チャイムや校内放送の可視化等、視覚情報のみで把握できる学校・教室環境の整備が重要。
- 聴覚障害児のためのタブレット、電子黒板、デジタル補聴器等の導入に合わせた施設整備が必要。
- 興奮した児童生徒をクールダウンさせるために一時的に使用できる個室の設置が望ましい。
- パニックや移動・衝動性等に配慮した照明器具等の防護やマジックミラーがあるとよい。
- 通学バスの乗降所と教室との間など、各動線の設定は、各児童生徒等の障害の実態に応じた移動方法や移動速度等を考慮したものとする必要がある。例えば、車椅子、四つ這い、クラッチ、ストレッチャー等の多岐にわたる移動方法を想定する必要がある。
- 複数の障害種の児童生徒が一度に通学バスから移動し混雑する場合には、移動速度の差によって動線の確保が難しくなる場合もあり、ルート設定や廊下の広さの確保など対応が必要。

(個別最適な学びと協働的な学び)

- ICT 整備によって学校間交流などの推進をするだけでなく、個別に勉強できる空間を整備することも重要。
- 特別支援学級においても 1 人 1 台端末などに対応した大きな机や、そのためのゆとりある教室空間が必要。
- GIGA スクールの対応については、特別支援学校の高等部においても同様の取組が必要。
- 1 人 1 台端末の整備に伴い、端末を持ち帰り、全ての家庭で遠隔授業ができる環境整備が望まれる。
- 病気療養や入院等で通学できない児童生徒の遠隔授業を推進する ICT 環境整備等に関する検討が必要。

(医療的ケアへの対応)

- 医療的ケアのため、ランチルーム付近の経管栄養のスペース、プライバシーに配慮された休養スペース、医療機器のためのコンセント・非常用電源の十分な確保等の配慮が通常学級も含めて必要。
- 医療的ケアのスタッフのための空間を、医療的なケアを行いやすい施設や、教室と隣接した場所もしくは往来しやすい場所など動線に配慮して設置することが重要。
- 医療的ケアの安全な実施のため、衛生上の配慮が重要。
- 医療的ケアに必要な機器等を消毒・管理する空間や、緊急時の薬剤等を管理する冷蔵の保管庫が必要。
- 医療的ケアを必要とする児童生徒のうち、二分脊椎症等の排泄行為が困難な児童生徒は、彼らが自身で排便処理や導尿等を実施できる空間の確保が必要。

○特別支援学校における医療機器のためのコンセントの確保は、複数の児童生徒が同時に使用することを想定した分量・配線が必要。

(自立と社会参加)

○生涯学習の視点を考慮し、キャリア支援室・個別指導室などの施設整備が重要。

○校内実習のための喫茶や倉庫作業用の施設の整備が望まれる。

○宿泊訓練のためのベッドやユニットバス、冷蔵庫等の整備や実習に出向く際の移動手段の確保のための環境整備が望まれる。

○「あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則」の視覚障害者に対する教育を行う学校養成施設における実習室の面積を生徒一人につき2.1平米以上とすること等を規定した改正に係る施設整備に係る所要の改正が必要。

○児童生徒の中に社会から分け隔てられているという意識を生み出さないよう、インクルーシブな学校建築計画・動線・運用が重要。

○キャリア教育を進めるうえで、Wi-Fiを含むICT環境の整備は重要。

(関係機関の連携強化による切れ目ない支援への対応)

○ライフステージに応じた切れ目のない支援や、家庭・教育・福祉の連携の強化、個別の教育支援計画・指導計画を活用した他分野との連携の強化への対応が重要。

○聴覚障害の早期発見・介入のための乳幼児相談を中心とした多機関連携が重要であり、そのためのコミュニケーションの場としてのラウンジや談話コーナーなどの整備が重要。

2. 障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶ場、多様な学びの場の整備

共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システムの理念を構築し、特別支援教育を進展させていくことが重要であり、「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告」（令和3年1月）においては、その基本的な考え方として、**障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件整備や、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備**が掲げられている。

こうした施策の方向性に対応するため、施設面においてどのようなことが求められるか。

（交流及び共同学習のための空間等）

- 通常学級の教室面積は交流及び共同学習の人数を考慮しておらず、手狭となっていることから、交流及び共同学習を前提とした普通教室の施設・設備の在り方も検討が必要。
- 交流及び共同学習ができるよう、特別支援学級内に多目的室の整備もあると良い。
- フレキシブルなオープンスペースの設置など、子供が共に学ぶ環境整備が求められる。
- 学びの連続性の確保のためにも通常学級の付近に集団不適應のためのクールダウンの部屋やプライバシーが守れる空間が各フロアにあるとよい。
- 連続性のある多様な学びの場の整備に当たっては、通常学校と特別支援学校の一体型校舎を参考にすることが有効ではないか。
- 特別支援学校の所在地周辺の小中学校との交流のみならず、障害のある児童生徒の居住地周辺の小中学校との交流の推進が課題。交流及び共同学習を推進する観点から、ICTの活用の推進など環境整備に関する検討が必要。

○特別支援学級と通常の学級を設置する際、できるだけ隣接でき、日常的な交流が促される配置が求められる。

○通常学級等における聴覚機器の配備が重要。

(特別支援学級、通級指導等への対応)

○特別支援学級の在籍児童生徒の増加に伴う学級増により、特別支援学級等の専用の教室自体の確保が困難なため、普通教室を利用する学校が多い。パーテーションや防音壁で仕切って、個別指導やグループ指導用の空間を作っても、スペースが手狭であり、採光や換気の面でも課題が多い。特別支援学級としての専用の教室の整備が必要。

○特別支援学級等の教室周りの整備として、教員が付き添ってトイレ指導ができる多目的トイレのスペース確保や、身辺処理のためのシャワールーム、手洗い場の整備、エレベーター、階段の手すり等の標準設置が必要。

○感覚統合や運動機能の指導のためのプレイルームや、自立活動等のための多目的室等の学習活動の特性に対応できる施設と収納スペースを特別支援学級のある学校にも整備する必要。

○視覚障害児への対応のため、特別支援学級にも拡大教科書等を置いたり、斜面台・書見台等の特殊な机を整備することが必要。

○特別支援学級の自然体験活動を支える空間として、動植物の飼育、栽培等が可能な施設・環境が必要。

(施設の併置・併設等の多様な設置形態への対応)

○視覚障害と他の障害種の学校の併置・併設が進んだり、視覚障害の特別支援学校校舎に知的障害の特別支援学校の分教室が整備される動きが進んでおり、多様な設置形態を踏まえた検討が必要。

- 地域の小中学校に小中学部の分教室を併置したり、高等学校に高等部を併置したりするなど、少子化・老朽化の進む中での改築等の対応において、併設や転用の検討をすることが考えられる。
- 知的障害、知肢併置特別支援学校の大規模化が課題となる中、適正規模をどう考えるか検討が必要。
- 特別支援学校も適正配置にしないと、本来であれば児童生徒等が地域と関わることのできた機会や時間が、ただ通学するための往復時間によって奪われてしまう。
- 病院における分教室のような場合で廊下で授業を受けるような事例があるが、普通教室・職員室・特別教室・保健室等の最低限授業を受けられる環境の整備が必要。
- 病院における分教室の場合、最低限授業を受けられる環境が整備されていても、図書室の設置がなされていないこともあるので対応が必要。
- 病院における分教室の場合、電子カルテや医療機器への影響への懸念から、教育のためにネットワークに接続することができない場合もあり、新しい高速ネットワーク通信技術を活用する等の対応が必要。

3. 社会的要請等も踏まえた、安全・安心・快適な空間づくり

学校施設整備に当たっては、社会的な要請も踏まえつつ、安全・安心で快適な空間づくりをすることが重要であり、「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について 中間報告」(令和3年8月)においては、バリアフリー法改正も踏まえた学校施設のバリアフリー化の推進が掲げられている。

また、特別支援学校設置基準の策定等も踏まえ、特別支援学校の教室不足解消に向けた取組も必要である。

こうした施策の方向性に対応するため、どのようなことが求められるか。

(バリアフリー・ユニバーサルデザイン等)

- バリアフリー法のほか、バリアフリーの加速に向けた提言や学校施設バリアフリー化推進指針もにらみながら検討していく必要。
- 基礎的環境整備と合理的配慮を整理した上で、障害のある児童生徒がともに学ぶ環境を整えるために必要な合理的配慮について指針にどのように書き込んでいくのか検討が必要。
- 肢体不自由学級以外にも歩行困難な児童生徒が在籍するケースへの対応のため、エレベーターや階段の手すり、スロープの整備が重要。
- 階段の蹴上の問題など、学校種をまたぐ改修では必要な対応がある。
- 通学バスにおける排泄上のトラブルの対策のため、雨天・積雪に影響されない乗降場の校舎内への整備が重要。また、乗降場付近に汚物処理の可能なトイレを設置することが望ましい。
- 障害者トイレには、おむつ替え等に活用できるよう、ベッドがあるとよい。
- 校内の各案内表示は知的障害や発達障害のある人にとってもわかりやすくするため、ピクトグラムを用いることも重要。

(特別支援学校設置基準、教室不足への対応)

- 知的障害の児童生徒等が増加した影響で、特別支援学校では、単純な教室不足だけでなく、学校の規模の違いや、設置者ごとに様々な障害種・学部の併設等が生じており、それらに対応した施設整備が必要。
- 特別支援学校の教室だけでなく、特別支援学級や通級指導のための教室も不足し、パーテーションや防音壁などの応急的な対応をしており手狭で、採光や換気面での課題も多く対応が必要。
- 特別支援学校設置基準を満たすようにするときの大規模化が懸念される中、増築スペースがない場合の移転や他施設の活用など、計画的な対応が必要。

(教員の働く場)

- 特別支援学校では教員数が多い学校があることを踏まえ、各教員のための、職員室、休養室、ロッカー室など、職員が働きやすい環境整備が必要。小中学校における特別支援学級や通級指導の教員の方々の環境整備の視点も加えるべき。

4. 地域のコミュニティの拠点としての機能の充実

学校施設は、子供たちの学習の場であるのみならず、地域コミュニティ形成の核となる等の多様な役割を担っており、「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について 中間報告」（令和3年8月）においては、地域との連携・協働の重要性や福祉避難所としての役割等が掲げられている。

これらの施策の方向性に対応するため、どのようなことが求められるか。

（災害時における避難所としての機能）

- 児童生徒が在籍している時の災害時の対応と、災害後の避難生活としての避難所の対応は、別に分けて検討する必要がある。
- 避難所の関係は市区町村、特別支援学校の設置者の多くは都道府県であることを考えると、学校所在地から遠い遠方の市区町村との連携がネックとなるため、ただ単に、特別支援学校を福祉避難所として設定することはなかなか難しい。
- 教職員と児童生徒だけでなく一般要配慮者の受入れを考えたゾーニングや動線を、学校や地域の特性を踏まえつつ屋内運動場のみならず校舎や校庭なども含めて計画することが重要であり、福祉避難所としてだけでなく、状況によって一般の避難所にもなりうることを考慮する必要。
- 福祉避難所として、「逃げない避難」という観点も考えられる。
- 避難所となる体育館には、多目的トイレ、空調設備、非常用電源装置、Wi-Fi等の通信手段、プライバシー保護、感染防止のための間仕切りなどの整備・備蓄が望まれる。
- 医療的ケアをはじめ、様々な対応のために長時間使うことのできない充電設備だけでなく太陽光やディーゼルをはじめとした発電機能のある非常電源設備が必要。

- 特別支援学校における視聴覚設備は、児童生徒のニーズだけでなく、地域のニーズを踏まえるべき。
- 非常時の避難経路を含めた校舎内外におけるバリアフリー化が望まれる。
- 聴覚障害児の緊急時の安全確保・避難誘導のための回転灯や字幕表示板の配備が重要。

(生涯学習、保護者・地域住民との関わり)

- 保護者用の相談室・控室があると便利。
- 乳幼児の教育相談等のスペース確保も含め、就学前から卒業後まで対応できる地域に開かれた学校施設であるべき。
- 居住地交流や学校見学を見据え、教室までのスロープ・エレベーターなどの校舎内外におけるバリアフリー化が望まれる。
- 相談対応や通級指導等のスペース、学校施設開放、販売・喫茶コーナー等、地域の児童生徒、地域住民と関わりが持ちやすい施設整備が求められる。
- 特別支援学校が障害のある方の障害者スポーツの拠点として活用される動きが出てきており、障害のある方の生涯学習支援の視点で学校施設をどう活用するかという検討が必要。
- 聾学校は各県内に1～2校の整備が普通で、遠隔地との通信システムは、経済的な負担も含めて、教育上あるいは乳幼児相談等の役割を担うため、重要。

5. 全体を通じたご意見

- 今後当部会で検討を進めるにあたっては、共に学ぶ観点、一人一人に応じた教育を進める観点、安心・安全の観点、設置基準等への整合や今日的課題への対応という観点、という4つの観点で取りまとめてはどうか。
- 現状の学校施設整備指針には、表現の修正・調整が必要なところがあるため、検討が必要。
- 学校施設整備指針は、重要である、望ましい、有効である、といった表記。現行の施設整備指針は法的拘束力を持たないため、確保しなければならないものを示すことも指針の必要性や利用度を高めることになることから、別途何らかのメッセージを出すことも検討する必要。

これら以外に、検討すべき論点はどのようなものがあるか。